

平成25年第9回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年5月20日（月）

午前10時00分

場所 中央公民館岩木館大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 仮席次の指定
- 4 委員長の選挙
- 5 委員長職務代行者の指定
- 6 席次の決定
- 7 会議録署名者の指名
- 8 会期決定
- 9 議案の審議
議案第23号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案
- 10 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番（仮議席 4番）山科 實 委員、2番（仮議席 3番）土居 真理 委員、
3番（仮議席 2番）一戸 由佳 委員、4番（仮議席 1番）前田 幸子 委員、
5番（仮議席 5番）佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学校指導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化財課長 小野 俊彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、同政策調整担当主幹 高谷 由美子、同主幹兼総務係長 中田 和人

午前10時00分 開会

○委員長職務代行者（前田 幸子委員） 昨日、5月19日をもちまして、委員長の任期が満了しました。本日は、弘前市教育委員会会議規則、以下これを「規則」と申しますが、第3条第2項の規定に基づき、私が委員長の職務を代行いたします。よろしく願いいたします。

これより、平成25年第9回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議の進行にあたり、仮の席次を指定いたします。ただいまご着席の席次を、仮の席次として指定いたします。

これより、委員長の選挙を行います。

なお、委員長の任期は、本日、平成25年5月20日から平成26年5月19日までの1年間となります。

暫時休憩します。傍聴者は退室を願います。

（休憩終了）

○委員長職務代行者（前田 幸子委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。選挙は指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長職務代行者（前田 幸子委員） ご異議ないものと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、委員長職務代行者において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長職務代行者（前田 幸子委員） ご異議ないものと認め、委員長職務代行者において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

委員長に山科實委員を指名いたします。

○委員長職務代行者（前田 幸子委員） お諮りいたします。ただいま指名いたしました山科實委員を委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長職務代行者（前田 幸子委員） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山科 實委員が委員長に当選されました。

○委員長職務代行者（前田 幸子委員） ただ今委員長に当選されました山科 實委員が会議場にいらっしゃいますので、本席から告知をいたします。

以上で私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

委員長と交代いたします。

(委員長と交代)

○委員長(山科 實委員) ということになりましたので、よろしくお願いします。

ひとつだけ、昨年度より教育長さん、委員さんといろいろ話をしてきましたが、今年、教育委員会のあり方を、弘前市の教育委員会としてはこのようにしていこう、本来このようなのが教育委員会の仕事ではないかということをもう一度確認をしていかなければならないと思います。先日、たまたま文部科学省のサイトを見る機会がありまして、教育委員会に対する様々な意見が相当載っているページがありまして、一つずつ詳しく見てみましたら、やはりいろいろな今意見が出されているみたいです。ただ、私が一つ思ったのは、教育長さんをはじめとする事務局の方々が、外部委員である教育委員をどのように自分たちの組織の中の存在として一緒にやっていくかというあたりが大きいのかなと。事務局の考え方、事務局のあり方が、外部委員をどれだけ生かしていくかということにも関わってくるのではないかと。もちろん、外部委員それぞれの考え方とか、感じ方とか一人ひとり持っていると思いますので、そこは今までどおり、弘前市の教育委員会は忌憚無く意見を交わってきた経緯がありますので、それは十分守られて行くのだろうと思うのですが、これから先、様々なことが言われている中で、教育委員会自体をどうやっていくのだろうというのが、事務局の方々が、外部のポジションにいる人たちを内部の一員として一緒にやって行こうかということにも関わってくるのかなと。それも含めて、いろいろな話し合いができればいいのかなと。たくさんの方のいろいろな話を聞きたいと思っております。

よろしくお願いします。

それでは議事を進めていきます。

○委員長(山科 實委員) 次に、委員長職務代行者の指定を行います。

規則第3条第1項の規定により「委員長職務代行者は前任の委員とする」とされておりますが、委員長以外の委員では前田 幸子委員が前任の委員となりますので、前田 幸子委員を委員長職務代行者に指定します。

○委員長(山科 實委員) 次に、席次を決めたいと思います。席次の決定は、規則第7条第1項の規定に基づき、くじにより行います。

くじを引きましたら、署名欄にご署名願います。

なお、残ったくじを佐藤委員の席次といたします。

(くじ引き)

○委員長(山科 實委員) くじの結果、席次は次のように決定いたしました。

1番 山科 實、2番 土居 真理委員、3番 一戸 由佳委員、4番 前田 幸子委員、5番 佐藤 紘昭委員となりました。

この席次でご着席願います。暫時休憩いたします。

(休憩)

○委員長(山科 實委員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

会議録署名者に2番土居委員と3番一戸委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は議案が1件です。

・議案第23号について

○委員長(山科 實委員) 議案の審議を行います。それでは議案第23号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長(小野 俊彦) 議案第23号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、文化財施設の専用の使用を可能とし、その使用に関して必要な事項を定めるほか、旧笹森家住宅の管理に指定管理者制度を導入するため、改正をしようとするものであります。

お手元の新旧対照表で説明をさせていただきますので、そちらをご覧ください。

第1条から第4条までは従前と変わりがございませんので、省略しております。

第5条を新設いたします。使用の申込み等で、第5条、別表に掲げる文化財施設を専用して使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、委員会に使用の申込みをし、その許可を受けなければならない。

第2項、委員会は、前項の許可を与える場合において、文化財施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

第6条、使用の制限であります。こちらも新設でございます。第6条、委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

第1号、文化財施設の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあること。第2号、文化財施設の施設、附属設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあること。第3号、専ら営利を目的とする事業のため文化財施設を使用すること。第4号、専ら特定の政党の利害に関する事業のため文化財施設を使用すること。第5号、専ら特定の宗教行事のため文化財施設を使用すること。第6号、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になること。第7号、その他文化財施設の管理運営上支障があること。

第7条、使用許可の取消し等、こちらも新設であります。第7条、委員会は、文化財施設の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。第1号、使用許可の目的以外に使用していること。第2号、第5条第2項の規定による条件を履行していないこと。第3号、前条各号のいずれかに該当していること。第4号、この条例又はこの条例に基づく規則に違反していること。

第2項、市は、前項の場合において生じた損害に対して賠償の責めを負わない。第8条、使用許可事項の変更等であります。こちらも新設になります。第8条、使用者は、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときは、委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

第9条、使用期間の制限、こちらにも新設であります。第9条、文化財施設の使用は、同一の利用者について、引き続き5日を超えることができない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。

第10条、特別の設備等、こちらにも新設であります。第10条、利用者は、文化財施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物品を使用しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。

第11条でございますが、これは従前の第5条が第11条に規定される変更でございます。遵守事項、第11条でございます。この中で変更になるのは下線の部分、(文化財施設の使用を含む。以下同じ。)ということになります。こちらの方は、入館者等というのをこのように改めるものであります。

それから、第11条に第2項を追加します。文化財施設の利用者は、他に入館する者の立入りを拒否してはならない。従前の入館者の制限第6条は、第12条となります。こちらは下線部分の、退館若しくは退園させ、又はこれを利用者に命じることができる。従前は、又は退館若しくは退園させることができる。となっておりましたが、これを、又はこれを利用者に命じることができる。と変更になります。

次に使用料でございます。第13条、こちらには新設になります。第13条、第4条の規定にかかわらず、利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。第2項、前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。第3項、第1項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。第4項、前項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

使用料の免除、第14条でございます。こちらには新設になります。第14条、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を徴収しない。第1号、公共団体又は公共的団体が使用する時。第2号、教育目的のために使用する時。第3号、社会教育関係団体(社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体をいう。)がその主たる目的のために使用する場合であって市長が適当と認めた時。第4号、地域活動団体等がその主たる目的の活動のために使用する場合であって市長が適当と認めた時。

原状回復の義務、第15条でございます。こちらにも新設になります。第15条利用者は、文化財施設の使用を終わった時、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

第2項、利用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がその義務を代行し、その費用を利用者から徴収する。であります。

損害賠償の義務でございますが、第7条を第16条にし、次の指定管理者による管理、従前の8条を第17条にし、従前の旧梅田家住宅及び旧藤田家住宅に限るを、旧梅田家住宅、旧笹森家住宅及び旧藤田家住宅に限るに、従前の第10条を第19条に修正しております。

次に、指定管理者が行う業務の範囲でございますが、従前第9条であったものを第18条にし、指定管理者が行う管理の基準、従前第10条であったものが第19条になります。

次に、委任の従前第11条であったものを第20条にということです。

附則が新設になってございます。施行期日、第1項、この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、事項の規定は公布の日から、第8条の改正規定（「旧梅田家住宅」の次に「旧笹森住宅」を加える部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

次に準備行為、第2項、この条例を施行するために必要な文化財施設の使用の申込みその他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表でございますが、第5条第1項、第13条関係でございます。

旧伊東家住宅は、10時から13時を900円、13時から16時を900円、10時から16時を1,800円としております。

旧岩田家住宅は、10時から13時を600円、13時から16時を600円、10時から16時を1,200円としております。

旧梅田家住宅は、10時から13時を800円、13時から16時を800円、10時から16時を1,600円としております。

旧笹森家住宅は、10時から13時を800円、13時から16時を800円、10時から16時を1,600円と規定しております。

お手元に配付の、4棟の略図がございます。

旧伊藤家住宅の板の間、次の間、座敷の部分を出したいと考えております。

旧梅田家住宅は、台所、常居、座敷、旧岩田家住宅は、常居、奥座敷、台所、旧笹森家住宅は、常居がふたつと座敷、広間の部分を出したいと考えております。

このような考え方で、文化センターの和室の料金を参考にいたしまして、料金の設定をさせていただきます。

考え方としては、公開住宅でございますので、そこで何か行事をやっている、一般の方が見学に来た時に、見学をさせないという訳にはいきませんので、それを了解していただいての料金設定と考えてございます。

以上で議案第23号についての説明を終わります。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ございませんか。

○4番（前田幸子委員） 新旧対照表2ページの使用期間の制限の、第9条、引き続き5日を超えることができないというこの意味合いですが、連続の期間的なものなのか、部分部分で借りて連続5日なのでしょうか。

○文化財課長（小野 俊彦） 連続使用、5日間続けてということで考えております。他の団体が使用したいという時に、一つの団体が占有してしまえば問題がありますので、みなさんに公平に利用してもらいたいということで、使用制限を設けました。

○1番（山科 實委員） この5日というのは、いわゆる1週間と考えればいいですね。

○4番（前田幸子委員） その次の特別の設備等、第10条で又は特殊な物品を使用すると

きの特殊な物品とは、例えばどんなものを指しますか。

- 文化財課長（小野 俊彦） 指定文化財施設ですので、火気の使用が制限されることとなります。そのため、届出をしていただけて十分な注意をしていただくということで、全く火を使わせないということにはならない可能性がありますので、このような文言になっております。
- 4番（前田幸子委員） 次に、料金のところで利用できる広さで料金が変わっていくと思いましたが、見た限りではそれほど料金に違いはないのかなと感じますが。
- 文化財課長（小野 俊彦） 畳の数で一畳当たりいくらという計算をしております、このような金額になります。
- 4番（前田幸子委員） そうすれば、旧伊藤家が板の間も畳と考えて一番広いということになりますか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 面積としてはそのような考え方をしております。
- 4番（前田幸子委員） 今回のように、たくさんの方々に門戸を開けて使用してもらうということは、すごくよいことだと思いました。だけれども、あくまでも文化財なので、貸し出しするには気を使うのだろうなと感じます。例えば、学校や学級で、社会学習や体験学習で活用する場合、人数制限はどのように考えていますか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 学習面での制限はあまり想定しておりませんでした。やはり、1クラスとか2クラス、学年単位でお見えになるのかなということは想定しておりましたが、全校がお見えになるというのは想定しておりませんでした。ただ、4棟ございますので、それぞれ分かれながら見学していただくことで対応が可能かなと考えております。管理する方が常駐する施設になっておりますので、注意事項等は管理人の方が行うことになっております。
- 1番（山科 實委員） 第6条で、使用を許可しないという項目を新設したのは、想定されることで設けたのか、それとも似たような事例が他の文化施設等であつてのことですか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 実は、他の施設でこのような文言の事例がございまして、市の指定文化財施設に合致する内容でしたので、それをそのまま使用しました。
- 1番（山科 實委員） 例えば、同総会・同期会でこの住宅を借りて、ちょっと酒盛りをしたい、こういうケースは使用を許可しないに当てはまるのですか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 飲酒については、許可をしない方向になるかと思えます。
- 1番（山科 實委員） そうすると、食事会をしましょうという場合はよいのですか。
- 文化財課長（小野 俊彦） はい。ただ、一般的にいいますと、指定文化財ですので、あまり好ましくはないと思うのですが、例えばお茶会をやりましょうといったときに、お茶だけで済まないということは想定されますから、そのような範囲の中では許可をするという考え方をしております。
- 4番（前田幸子委員） 例えば、習字をやるとすれば非常に汚れますよね。そういう場合は許可できないのですか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 基本的には許可します。ただ、それなりの準備をしていた

だくことになるかと思えます。

- 4番（前田幸子委員） お茶でも火を使わないで、ポットでやる点前があるので、そういうのであればいいのですか。
- 文化財課長（小野 俊彦） 今、IHの物がありますので、そういうものはできれば準備をしたいと考えておりますが、本格的にやるとなると、いろいろな部分が考慮されるのかなと今のところ想定しております。そのため、条文中、特別の設備という表現を使用しております。
- 1番（山科 實委員） これは、一般の方々には当然これから周知されていくと思いますが、小・中学校向けには何か特別に周知することは考えていますか。
- 文化財課長（小野 俊彦） これから、このような貸出施設として開放しますということとPRしたいと考えております。それと、教育的な目的で使用する場合は無料ですということも併せてPRをしていきたいと考えております。大いに使っていただければ、大変ありがたいと思えます。
- 1番（山科 實委員） 近隣の小・中学校であれば、文化財ですけれども、こういうところに1クラス引率してきて、社会科の授業をすとか、国語の授業をすということも十分可能ですし、そういう使われ方もとてもよいのかなと思えます。
- 文化財課長（小野 俊彦） そういう使われ方をすることは、我々も望むところです。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第23号を可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案23号は原案どおり可決されました。
- 委員長（山科 實委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これもちまして、平成25年第9回教育委員会会議を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時43分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 中田 和人

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 一 戸 由 佳